

『仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約』 批准と ハラスメントの根絶に向けて——連合がILO創設100周年記念シンポジウムを開催

連合（神津里季生会長）は8月30日、ILO（国際労働機関）創設100周年記念シンポジウムを都内で開催した。『仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約』批准とハラスメントの根絶に向けて」と題したパネルディスカッションでは、ILO事務局長も参加し、今年のILO総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」の批准に向けて話し合った。条約の発効や国内法の整備まで、世論を巻き込んで行動を継続していくことの必要性などがパネリストから指摘された。



条約は暴力・ハラスメントの定義を規定

パネルディスカッションでは、連合の相原康伸・事務局長がファシリテーターとなり、パネリストとして、国際労働組合総連合（ITUC）のシャラン・バロウ書記長、連合の井上久美枝・男女・雇用平等総合局長、上智大学の目黒依子・名誉教授が参加。ILOのガイ・ライダー・事務局長はコメンテーターを務めた。

6月にスイス・ジュネーブで開催された第108回ILO総会で、仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約（第190号）が、賛成439票、反対7票、棄権30票で採択され、また、条約を補完する勧告（第206号）も採択された。

第190号条約は、仕事と世界における暴力とハラスメントを、心身に対する危害あるいは性的・経済的被害を与えることを目的とするか、そのような危害に帰する、あるいは帰する可能性が高い行動様式および行為、またはその脅威と定義。対象者の範囲は、雇用者だけでなく、あらゆる労働者とし、雇用が終了した者やインターン、求職者等も該当するとした。また、ジェンダーに基づく暴力とハラスメントを含む仕事の世界における暴力とハラスメントを加盟国が定義し、禁止するための法令を採択することを盛り込んだ。

連合は採択された第190号条約の内容について、事務局長談話で「ハラスメントに特化した初めての国際条約が採択されたことは、歴史的な成果として大いに評価したい」と表明。「日本政府に対し、ILO加盟国の一員として、早期に国会における条約採択の報告・批准と、そのための禁止規定を含めた国内法のさらなる整備を求める」とした。

バロウ書記長は「批准を楽観視」

ファシリテーターの相原事務局長は、パネルディス

カッションのテーマとして、①第190号条約が採択されたことの意義②条約採択の意義を高めていく上での課題は何か——の二つを設定。まず、①のテーマについて、バロウ書記長に尋ねた。

バロウ書記長は、女性の社会参加は、世帯収入を増加させたり生産性を向上させるなど、経済や雇用の面での貢献度が大きいにもかかわらず、女性への暴力はなくなり、同一賃金は浸透せず、また、リーダーとなる女性が少ないなどと強調した。家事労働者に関する条約（第189号条約）が8年前に採択されたが、家事労働は女性中心の世界であり、暴力が加速化して蔓延していたものの、「女性は日陰の身で、見逃されてきた」と指摘。支援の声を上げ続けたことと、ITUCで男性側も立ち上がって支援したことが採択につながったと話した。

第190号条約は、2カ国が批准すると、その1年後に発効する。バロウ書記長は、「批准は進むと私は楽観視している。迅速に多くの国で批准されるだろう」と感想を語ったうえで、発効するまでアピールを継続させることが必要だと述べた。

W20の提言はほぼ首脳宣言に反映

目黒名誉教授は、W20（Women20）の共同代表を務めてきた。W20とは、G20サミット（金融・世界経済に関する首脳会議）開催時に、20カ国に対して、ジェンダーを包摂した経済発展を実現するための提言を行うための民間のエンゲージメント・グループ。2015年に発足した。

今年6月のG20大阪サミットに向けても、①労働もしくは雇用担当大臣に対し、2025年までに労働参加率における男女格差を25%減らすという2014年のブリスベン・コミットメントに関する中間報告を2020年のG20において提示するよう要請すること②

労働市場における法的・社会的な構造上の障壁を取り除き、ジェンダー平等を達成するための解決策を提示すること③デジタルにおけるジェンダー格差を解消し、女性がデジタルにおける権利を行使できるようにすること④女性の金融アクセスを保証し、女性の起業を推進し、投資とマーケットへのアクセスを加速させること⑤ジェンダー・ステレオタイプと無意識のバイアスをなくすためにジェンダー平等に関する学校や職場での教育や生涯教育を推進すること⑥ソーシャル・メディアを含む、公的及び私的領域における女性と少女に対するすべての形態の暴力を根絶すること⑦ジェンダー平等を達成するための効果的で透明性の高いガバナンス及びアカウンタビリティのメカニズムを構築すること——を提言した。

目黒名誉教授は、今回のサミットへの提言に、ILO条約の内容を記載したいとの声があったが、まだ総会が開催される前で、明快には記載できなかつたと述べた。ただ、提言の内容をG20の首脳宣言に盛り込むことについては、「だいたいできた」と成果を語った。女性の労働市場への参画と仕事の質における男女格差の縮小に向けた取り組みが文書化されたことについて、「ジェンダーの問題に関心の低い人が知らないような言葉が入ったことは成果だ」と話した。

連合がキャンペーンする必要性を痛感

労働側として、ILO総会に臨んだ井上総局長は、「昨年からILO総会に参加したが、ILOで新しい条約案が議論されていることが国内で知られておらず、連合が知らしめなければいけないと痛感した」とし、「様々な女性団体や多くの人と協力して運動してきた」とこれまでの活動を振り返った。政府が今年の総会で賛成票を投じたことについて「国内の声が動かし」と強調し、「条約採択は国内法整備の後押しとなるものでたいへん意義のあるもの」と評価した。

国内のロビー活動、取り組みのモニタリングを

相原事務局長は、二つ目のテーマである条約採択の意義を高めていく上での課題やそのための活動について、再びバロウ書記長に発言をゆだねた。バロウ書記長は、課題は三つあると指摘。一つ目は、条約自体をよりアピールしていくことで、二つ目は、批准を求める国内のロビー活動、三つ目としては国内法の整備を

あげた。

市民社会からの立場として目黒名誉教授は「いかに関係者が連携して活動するかが重要になる」と指摘した。W20としては、提言内容が実施されているかモニタリングしていくとし、評価指標に基づいて評価して、来年も必要な提言を行うとした。また、2020年は、中国・北京で開催された世界女性会議で、世界中の女性・少女のエンパワーメントを描いたアジェンダである北京行動綱領が作成されてから25年目に当たり、記念イベントも行われることから、「国内で活動している人を巻き込みたい」と話した。

できるだけ早い国会報告を

また目黒名誉教授は、ビジネス界での女性活躍が要求される一方で、ケアワークなどは女性のものというような無意識の偏見に対する取り組みも重要だと指摘。暴力・ハラスメントの問題もビジネス界にとどまらず包括的な観点で考えていくことが必要だと話した。

井上総局長は、すぐに始まる審議会での省令指針に関する議論のなかで、条約の内容に近づける努力をしたいとコメント。また、加盟国は1年以内に採択された条約・勧告を国会に提出審議しなくてはならないが、できるだけ早い国会への報告を、政府に求めながら、国内法整備を一歩ずつ進めていきたいと述べた。

最後に、コメントを求められたライダー事務局長は、「条約採択が大きな関心を集めたことは確かだ」とし、「いくつかの国では、自分たちが批准の一番になりたいと言っている。こうした追い風を活用したい」と話した。

ライダー事務局長は、加盟国は国会提出義務があるものの、批准しなかったり、条約よりもマイナスの内容となることもあるとし、その場合には、きちんとそれに反論できるような内容の議論をしていくことが必要だと述べた。家事労働者の条約では、批准国は29カ国にとどまっており、また、アジアではフィリピンしか批准していない。ライダー事務局長は、ILO条約の加盟国の批准に向けて、アジアにおける日本のリーダーシップに期待するとコメントした。

相原事務局長は「国をあげてライダー事務局長の期待に添えるよう、行動を起こしていかなければいけない」と強調し、パネルディスカッションを締めくくった。

(調査部)